

保管場所届出書(記載例)

軽自動車の場合に提出するものです。

車両のメーカー名を記入。(例えば、「ホンダ」「ダイハツ」「スバル」等と記入。)

駐車位置の住所又は地番。住居表示がある場合(建物敷地内)は住居表示の地番(住所)を記入。住居表示がない場合には土地登記簿上の地番を記入。

次の1、2に該当する場合に、旧自動車の標章番号を記入。なお、この場合は添付書類のうち「所在図」のみ省略することができます。

- 1 (1)自動車の買い換え時等の車両の入れ替え、であって、
(2)使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がなく、かつ、
(3)申請の時点で旧自動車を保有。
- 2 使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一。

申請時に担当者が質問しますので記入しないでお待ち下さい。

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録・ 軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ホンダ	AB-CDEF	GHIJ-123	長さ 337 幅 148 高さ 145	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		新潟市中央区上所1丁目2番地3号 ハイツABC101号		
自動車の保管場所の位置		新潟市中央区上所1丁目2番地4号 ハイツABC駐車場No. 3 (変更前)		
※保管場所標章番号		12345678		
上記の事項について届出をします。				
新潟東 警察署長 殿		平成 年 月 日		
保管場所の位置を管轄する警察署に申請します。使用の本拠の位置を管轄する警察署ではないので注意!		住所 950-0994 新潟市中央区上所1丁目2番3号ハイツABC101号 (025) 249 局0110 番		
届出者		氏名 ニイガタ タロウ 新潟 太郎		

- 備考
- 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するが、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(①に該当する場合を除く。)
 - 5 ④に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
 - 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

車検証に記載されているとおり記入。新車購入等で申請時に不明の場合には販売店等に問い合わせてください。

個人の場合には実際に居住する場所の所在地(通常は住民票の住所)、法人の場合には実際に営業を行う事業所の所在地(本社、支社等の所在地)を記入。※勤務先は個人の使用の本拠とはなりません。役員の自宅、社員寮は法人の使用の本拠とはなりません。

実際に警察署に申請に来たときに記入するようにしてください。

個人の場合には印鑑登録証明書(住民票)の住所、法人の場合には登記簿記載の法人名・所在地、法人の代表者役職氏名を併記し、押印(法人の代表印を使用。)する。

法人の場合には法人の代表印を使用してください。

新規	名義変更	自己単独所有	下取り車・名義変更	連絡先 090-1234-5678 (新潟太郎本人の携帯です)
増車	住所変更	その他	自動車登録番号	
代替			車両番号	

確実に連絡のとれる電話番号を記入。

不明な点があれば、申請先の警察署担当窓口までご相談ください。